

○国立大学法人埼玉大学無期労働契約への転換に 関する取扱要項

〔平成30年 3月15日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人埼玉大学非常勤教職員就業規則第5条の2に規定する、雇用期間の定めのない労働契約（以下、「無期労働契約」という。）への転換の申込み手続き等に関し、必要な事項を定める。

(申込手続)

第2条 無期労働契約への転換の申込みをしようとする者は、原則として、雇用期間が満了する日の30日前までに、無期労働契約転換申込書（別紙様式1）を所属長を通じ学長に提出するものとする。

(申込受理の通知)

第3条 学長は、前条に規定する申込みがあった場合には、申込者に無期労働契約転換申込受理通知書（別紙様式2）を交付する。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、無期労働契約への転換の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

無期労働契約転換申込書

提出日 年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

申 込 者
所属・職名
氏 名

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年（10年）を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申込みをします。

無期労働契約転換申込み受理通知書

年 月 日

殿

国立大学法人埼玉大学長

貴殿から 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書については、
受理しましたので、通知します。